

かがわ機能性食品等開発研究会規約

(名称)

第1条 本会は、かがわ機能性食品等開発研究会（以下「研究会」という。）と称する。

(目的)

第2条 近年、人々の健康志向の高まりを背景に、食品等に対するニーズも多様化しており、生理機能に着目した食品や化粧品（以下「機能性食品等」という。）への期待が高まっている。

本県の食料品製造業界及び化粧品製造業界においても、今後、他産地との競争に打ち勝ち、活性化していくためには、より差別化が図られ、付加価値の高い商品開発が重要であることから、本研究会を設置し、産学官が連携して機能性食品等の開発に資する事業を実施することを目的とする。

(事業)

第3条 研究会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

(1) 情報提供・収集事業

機能性食品等の開発に関するセミナーを開催するほか、先進企業や学官の試験研究機関等の視察を行う。

(2) 意見交換・相談事業

機能性食品等の開発に係る諸問題について、大学や公設試験研究機関等の参加した意見交換会を開催し、適宜、専門家の助言・指導を受けるとともに、共同研究や受託研究の検討を行う。

(3) その他本研究会に役立つ事業

(会員)

第4条 研究会の会員は、次のとおりとする。（以下「会員」という。）

(1) 機能性食品等の開発に関心のある企業・個人

(2) 研究会の運営に関して必要な助言・支援を行う機関・専門家等

(役員)

第5条 研究会に会長及び副会長（2名）を置く。

2 会長は、会員の中から互選により選出し、副会長は、会員の中から会長が指名する。

3 会長は、会務を総理し、研究会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、会長の職務を代理する。

(入会)

第6条 研究会に入会を希望するものは、別に定める申込書を会長に提出するものとする。

(退会)

第7条 会員は、別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

(会費)

第8条 会費は、無料とする。

(事務局)

第9条 研究会の事務局は、公益財団法人かがわ産業支援財団技術振興部に置く。

附 則

この規約は、平成25年7月5日から適用する。

附 則

この規約は、令和7年4月1日から適用する。